

令和6年度国民健康保険特定健診受診勧奨広報動画制作業務
委託仕様書

1 業務名

令和6年度国民健康保険特定健診受診勧奨広報動画制作業務

2 目的

本県における国民健康保険被保険者のうち特定健診受診対象者（特に受診率の低い40～50歳代）に対して、特定健診及び特定保健指導の重要性を周知し、健診受診率の向上を促すことで、県民の予防・健康づくりの推進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 特定健診受診勧奨広報動画の制作（企画構成・撮影・編集）

群馬県が指定するインフルエンサーを起用し、下記の内容にて動画の制作に係るすべての業務を行う。

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診及び特定保健指導の重要性を周知する動画。 ・ターゲット層の特定健診及び特定保健指導の受診率向上を促す動画。
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県内の国民健康保険被保険者のうち、40～50歳代の男女
動画内容・仕様	<p>ア 紹介動画 (ア) 内容：上記に基づき特定健診及び特定保健指導を紹介する動画 (イ) 本数：1本 (ウ) 時間：3分程度 (エ) サイズ：アスペクト比 16:9、1080p (1920×1080)</p> <p>イ 広告用動画 (ア) 内容：上記に基づき特定健診及び特定保健指導を周知する動画 (イ) 本数：2本（タテ・ヨコ） (ウ) 時間：30秒 (エ) サイズ（タテ）：アスペクト比 9:16、1080p (1080×1920 以上) (ヨコ)：アスペクト比 16:9、1080p (1920×1080 以上)</p> <p>【動画に盛り込むべき要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の概要（生活習慣病の予防・早期発見・改善のための健診であること、受診対象が40～74歳であることなど） ・特定健診を受ける意味（生活習慣病が日本人の死因の約半数（がんや心疾患など）の原因となっており死亡リスクを高めている。しかし、生活習慣病は生活習慣の改善で予防できる。） ・メタボ（またはメタボ予備群）と診断された場合は生活習慣改善のアドバイス（＝特定保健指導）を受けられること
企画構成	<p>上記を踏まえ、絵コンテ等を用いて企画・構成・台本・演出等を提案する。提案内容を基に発注者・出演者と調整の上、企画・構成を確定する。</p> <p>※動画内容については、医学的に誤解を招く表現や健康に害を及ぼす可能性のある内容が含まれないよう、十分に配慮すること。</p>
素材	<p>企画・構成に基づき必要な映像の撮影、音響制作、素材の収集、サムネイル</p>

作成	の作成を行う。 動画素材に係る一切の費用等は委託業務に含むものとする。(撮影場所使用料、著作権の処理、各種調整等)
編集	動画素材の編集、音楽、テロップ等の編集作業を行う。 動画編集に係る一切の費用等は委託業務に含むものとする。(音楽著作権の処理等)

- ・ 県で指定するインフルエンサーの詳細は、有効な参加申し込みを行った者に別途通知する。
- ・ 県で指定するインフルエンサーに支払う出演費用については本業務に含まない。
- ・ 制作動画は群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」で公開する。
また、県内市町村等にも動画を提供し、各市町村等においてデジタルサイネージや SNS 等で活用予定。
- ・ 動画で使用使用する映像は、原則として本業務において新規に撮影したものとする。
ただし、発注者と協議の上、受託者が所有する映像や借用映像を使用することも可能とする。
- ・ インフルエンサーに係る撮影時間は、原則 1 日とする。追加で撮影の必要が生じた際は、発注者と協議の上、決定する。
- ・ 発注者の求めに応じて、随時内容確認及び校正等の協議を行うこと。
- ・ 出演者との連絡調整等は、発注者と調整して行うこと。

5 成果品の提出

(1) 提出物：

- ア 制作した動画及びサムネイルの電子データ一式
※MP4、WMV、MOV の 3 種類のファイル形式で納品すること。
- イ 成果品のテロップ等のない音声付き白データ
- ウ 動画作成に利用した写真等の二次使用に関する資料一式
※発注者の求めに応じて提出すること。
- エ 業務完了報告書

(2) 提出期限：【ア～ウ】令和 7 年 2 月 17 日（月）

【エ】 令和 7 年 3 月 31 日（月）

(3) 提出先：群馬県健康福祉部国保医療課国保・高齢者医療係 (kokuho-koureisya@pref.gunma.lg.jp)

- ※ 制作動画等のデータ（上記ア～ウ）の提出の後、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」で公開するまでの間に、発注者の確認により修正等の必要が生じた場合は、発注者の指示により受注者が修正等に対応すること。それを経て、問題なく公表できた段階で業務完了報告書（上記エ）を提出すること。

6 著作権

本業務に関する映像、及び画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）並びに計画書等の所有権や著作権は、原則として発注者に帰属することとし、発注者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。

7 その他

- ・ 関係法令を遵守し、発注者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務が知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいがないよう、十分な対策を講ずること。
- ・ 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証すること。

と。

- ・ 受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示により、受託者の負担と責任において速やかに補足、修正等を行うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定する。